

保護者の皆様へ

兵庫県立伊丹高等学校
生徒指導部

高校生活（校則）について

本校では、校訓である「誠実」（偽りのない真心）・「克己」（己に打ち克つ強い心）・「忠恕」（相手の立場になって、気持ちを分かち合い、ともに解決策を考える心）の「3つの心」を育むとともに、高校生活を有意義なものにするために、『入学のしおり』にも記載しております指導方針を定めております。入学後のオリエンテーションやホームルームを通して生徒に伝え、理解を促してまいります。

生徒の健全な育成にはご家庭と学校の連携が不可欠です。保護者の皆様におかれましても、配布しております『入学のしおり』や生徒手帳である「県高手帳」等にお目通しの上、本校の指導方針にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席や遅刻をする時は、必ず保護者がミマモルメや電話などで担任、又は学年に連絡してください。
 - (2) 体調不良等で早退する時は、養護教諭又は担任・学年の判断をおおぎ許可を得て帰宅させます。なお本人が帰宅した際には必ずその旨を学校まで連絡してください。
- ※無断欠席・無断早退は生徒の安全確認ができません。また、今後の社会生活上でも慎むべきことであると理解させるため、丁寧に説諭します。

2. 通学について

本校では、登校時の交通集中を避け、通学上の安全を確保する目的で、自転車通学において時間差登校を実施しています。

自転車通学者は、1年生は、8：10、2・3年生は、8：20までに登校します。

- (1) 自転車通学は許可制です。盗難防止のためにも必ず防犯登録をお願いします。また、兵庫県では自転車保険の加入が義務づけられています。既にご加入済みの場合も保険証券をご確認下さい。
- (2) スピードの出しすぎ・一時停止を怠ることによる自転車事故が毎年起こっています。時間に余裕をもって家を送り出してやってください。また、雨に備えカッパを必ず持参させてください。傘さし運転は禁止です。

なお、令和5年4月1日より自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されます。自転車通学の許可の条件とはしませんが、ヘルメット着用を推奨します。ご検討ください。

事故防止のためのルールや規定を守らなかった場合は、許可の停止や取り消しをする場合があります。

- (3) 歩行者などに迷惑をかける行為等、登下校の交通マナーには十分注意してください。

3. 服装について

- (1) 式典・行事などでは規準服を着用します。

※規準服について

- ・規準服で登校した日は終日着用します。
- ・ブレザー、上着を着用する際は、①シャツの第1ボタンを留めます。②ブレザーにはネクタイ、上着にはリボンを着用します。③上着のボタンを留めます。④防寒着は上着からはみ出さないものを着用します。（学校指定の防寒着もあります。）
- ・上着には、スカート・スラックスを選択することもできます。
- ・夏服は、長袖もしくは半袖の白カッターシャツ、白ブラウスを着用します。その際、ネクタイ・リボンは着用しません。
- ・着崩して着用してはいけません。（シャツの裾を出す。スラックスをずらす。スカートを短く変形する等）。

(2) 平常時は私服を着用してもかまいません。昭和47年に制服自由化されています。その際の学校と生徒会の申し合わせ事項は下記の通りとなっています。

- ① 学生としての本分をわきまえ、本校生徒として品位と節度をたもとう。
- ② 学生らしく活動的な服装をするように心掛けるとともに、家庭の負担になったり、他人に迷惑になるような服装はひかえよう。

学校生活や授業の受講にふさわしくない服装や、だらしない着用をしてはいけません。

(例) 膝頭が見えるスカート。他校の制服。露出度の高いもの。サンダル。スラックス等をずらす。等

4. 頭髪その他について

(1) 頭髪については手を加えてはいけません。パーマ・染色・脱色・過度の刈上げ(自宅で加工することも含む)は禁じています。ドライヤーやヘアアイロン等のあてすぎも同様です。黒染め等の改善をお願いすることがあります。そのようなことがないようにご家庭で十分注意願います。

(2) 化粧や色つきリップ・エクステ・ピアス等の装飾品も禁じています。

(3) 携帯電話については、『校内持ち込み可、使用禁止』です。使用が認められた場合は一時預かり、指導の上、本人、または保護者に来校いただき返却する場合があります。スマートウォッチなど通信やデータ保存ができる付随機器も同様とします。

なお、緊急に連絡が必要な場合は、事務室前に無料の『連絡用電話』が使用できます。

(4) 学習用タブレットの使用については、「県立伊丹高等学校学習者用端末運用ルール」及び「学習用タブレット活用ガイドライン」を遵守して使用してください。(学校が禁止する、または不適切と判断する行為を行わないこと。)

(5) 学校の設備や備品などを破損した場合は実費を弁償していただきます。

5. アルバイトについて

伊丹・川西・猪名川地区の全日制普通科高等学校の申し合わせ事項により原則として禁止しています。

特別の事情がある場合は、必ず担任に相談してください。本人の学業成績、生活状況等を勘案の上、承諾する場合があります。

6. 外出・旅行について

(1) 外出の際には行き先・目的・同伴者・帰宅時間などを把握してください。午後11時以降の外出は、深夜徘徊となり補導の対象となります。また学校においても指導します。

(2) 旅行については学割の有無にかかわらず「旅行届」を学校に提出してください。ただし、家族での旅行・帰省は除きます。

以上、高校生としての良識を育成するため、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。